

## 償却資産の申告書の提出をお願いします

【問合せ】 税務課 固定資産税係  
(田沢湖庁舎) ☎(43) 11117

平成29年度の償却資産の申告期間になりました。平成29年1月1日現在所有の償却資産について申告書の提出をお願いします。

前年に申告された方には、申告書を12月下旬に発送していますが、新規に事業を開始された方などお手元に届かない場合はご連絡ください。

### 個人事業主・営農者の方へ

市県民税申告相談の際の減価償却費の申告と、固定資産税の償却資産の申告は異なります。所有資産が耐用年数を経過した資産のみの方、減価償却の申告のみをされていた方も固定資産税の償却資産の申告をしてくださるようお願いいたします。

### 償却資産とは？

農業・商店などの経営や駐車場・貸家の賃貸などの事業に用いる構築物・機械・備品等を償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

● 申告対象者／法人や個人を問わず、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている方。

● 個人番号・法人番号の記入／償却資産申告書にマイナンバーの記入が義務付けられました。個人の方

は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を所定の記載欄に右詰めで記載いただくようお願いいたします。

● 提出期限／1月31日(火)

● 提出先／税務課、各地域センター、各出張所

## 高井有一先生をしのぶ会

平成28年10月26日にお亡くなりになった新潮社記念文学館名誉館長で作家の高井有一先生のお別れ会を下記のとおり開催します。

高井先生は、昭和41年に角館町を舞台とした小説「北の河」で第54回芥川賞を受賞。角館図書館後援会主催の「文化講演会」へ長年にわたり講師の紹介を続けてくださいました。

そこで、仙北市主催、角館図書館後援会共催で「高井有一先生をしのぶ会」を開催する運びとなりました。

日時 1月21日(土) 15時～  
会場 グランデールガーデン  
会費 5,000円

参加を希望される方は1月11日(木)までに新潮社記念文学館にお申し込みください。なお、12月29日(木)から1月3日(火)までは休館となります。

申込・問合せ先  
新潮社記念文学館 ☎ 43-3333



## 自主防災組織をつくりませんか？

【問合せ】 総合防災課  
(田沢湖庁舎) ☎(43) 11115

市では、地域の防災力を高め、安全で住みよい地域づくりを推進するため、自治会、町内会等が行う防災活動に対し助成金を交付します。

### 災害が発生すると

災害が発生した場合、市や警察、消防等の防災機関は総力を挙げて応急対策を行います。しかし、大規模な災害が発生すると、交通の障害や同時多発する火災等への対応から、その活動能力は著しく低下してしまい、被災地対応に時間を要することになりますので、地域で協力して被害を最小限に抑えたり、被災した人を救助することが必要です。

### 自分たちのまちは自分たちで守る

一刻を争うような災害直後の救助は、周りにいる人、地域住民にしかできません。

いつ起こるかかわからない災害に日頃から準備することは、簡単なことではありませんが、地域住民が「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域のみんなが集まり、連携して地域の安全を守る体制を築くことは、地域の防災力の向上や良いコミュニケーションを推進する上でも重要です。

### 自主防災組織活動の推進

市では、自主的に結成され、地域防災のために活動する「自主防災組織」を応援し、活動の活性化を図るため、「仙北市自主防災組織活動推進費助成金」を交付し活動を支援しています。

## ホテル・旅館・簡易宿所等の営業者は宿泊者名簿への記載等を徹底してください

【問合せ】 市民生活課 消費生活係 (角館庁舎) ☎(43) 33008

国内におけるテロ等を未然に防止するためにも、不特定多数の者が利用する旅館等では、安全確保のため

の体制整備が非常に重要となります。旅館等の営業者は必ず実施してください。詳しくは、お問い合わせください。

## 給与を支払った方は、給与支払報告書の提出が必要です

【問合せ】 税務課 市民税係 (田沢湖庁舎) ☎(43) 11117

### マイナンバーや法人番号を忘れずに記載してください

出いただく必要があります(地方税法第317条の6第2項)。

平成28年中に給与・賃金等(専従者給与やパート、アルバイト代も含みます)を支払った方は、給与・賃金等を受け取った方について給与支払報告書を提出していただく義務があります(地方税法第317条の6第1項)。また、支払った金額が30万円以下の退職者についても、公平・適正な課税を確保する観点から提出にご協力ください(地方税法第317条の6第3項)。

● 給与支払報告書の作成／平成28年中に給与・賃金等を支払った方(個人・法人を問いません)が、給与・賃金等を受け取った方について給与支払報告書を作成し、提出してください。

● 提出期限／1月31日(火)  
※ 早期提出にご協力をお願いします。

● 提出先・提出物／税務課 市民税係  
▲ 総括表 1枚

▲ 個人別明細書 給与・賃金等を受け取った方1人につき2枚

※ 平成29年1月1日現在で、給与・賃金等を受け取った方が実際に居住する住所の市町村税務担当課に提出することになります。

※ 個人別明細書は、最寄りの市役所・出張所に備え付けています。

● 提出方法／給与支払報告書(総括表)を先頭に、給与支払報告書(個人別明細書)を特別徴収者と普通徴収者とを仕切り紙で明確に区分して提出してください。なお、普通徴収者については、普通徴収とする理由の記入欄についても漏れなく記入をお願いします。

※ 総括表・仕切り紙等の様式は、仙北市ホームページからダウンロードできます。

- 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけてください。
- 日本国内に住所を有しない外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍と旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存してください。なお、旅券の写しの保存により、当該宿泊者に関する宿泊者名簿の氏名、国籍、旅券番号の欄への記載を代替しても差し支えありません。
- 営業者の求めにもかかわらず、当該宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合は、当該措置が国の指導によるものであることを説明して呈示を求め、さらに拒否する場合には、当該宿泊者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行ってください。
- 警察官からその職務上宿泊者名簿の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲で協力してください。(この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はないものと解すること)

● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
松葉住宅 西-201 (築12年)	西木町松木内 字松葉 247-3	集合住宅 2LDK	2階建 2階	35,000円 (駐車料金1台分含む)	1,020円 (2台目より)
武蔵野中央団地 8-A-4 (築20年)	田沢湖生保内 字武蔵野 102-1	1DK	平屋建	13,600円から (所得額による)	なし

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。  
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(F F式等)または電気ストーブを使用。  
※申込は1世帯1戸限りです。  
※武蔵野中央団地を応募の際は事前に都市整備課へ必ず連絡をお願いします。

- 募集期間 / 1月4日(水)～19日(木)
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること
- ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)
- ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下(松葉住宅は所得制限なし)
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない
- ④ 市税を滞納していない
- ⑤ 暴力団員でないこと
- ※ 単身入居の場合は条件がありますのでお問い合わせください(昭和31年4月1日以前に生まれた方は申込可能等)。
- ※ 市外在住の方でも入居可能です。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先 / 申込書設置場所 / 都市整備課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類 / ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの 各1通(学生は除く)
- ② 入居希望者全員の平成28年度市県民税課税証明書 各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
- ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通)
- ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
- ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本 1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥ その他特別な事由の書類  
※ いずれも市役所窓口にて発行されます(手数料が掛かります)。
- 選考方法 / 応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込人によるくじ引き)を行います。
- ▼ 抽選日時 / 1月27日(金) 14時
- ▼ 抽選場所 / 西木総合開発センター 2階 農林研修室(西木庁舎)
- ▼ 入居時期 / 1月30日(月)～



市 営住宅の 入居者を募集します

【問合せ】都市整備課 住宅公園係(西木庁舎) ☎(43)2295

人間ドック受診助成制度のお知らせ

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

仙北市国民健康保険では、病気の早期発見・早期治療に役立てていただくため、人間ドック受診の助成を実施しています。

制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

※仙北市では後期高齢者の人間ドック受診にも助成を実施しています。

● 対象者 /

【国保の人間ドック助成】

▶ 仙北市国民健康保険の被保険者で、年齢が当該年度で35歳以上75歳未満(後期高齢者医療対象者除く)の方

▶ 前年度までの国保税を完納されている方

▶ 保健課実施の特定健診と重複して受けることはできません。

▶ 後期高齢者の人間ドック助成

▶ 仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、当該年度に国保の人間ドック助成を受けていない方

▶ 前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

▶ 保健課実施の健診と重複して受けることはできません。

▶ 助成金額 / どちらも2万1000円を限度とし、年度内で1回のみとします。

● 受診医療機関 / 市立角館総合病院、市立田沢湖病院、大曲厚生医療センター

※ 受診希望の方は、直接医療機関に予約をしてから助成金の申請を行ってください。窓口で受診日の確認をします。

● 受付期間 / 3月31日(金)まで

● 持参するもの / 国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑

● 受付場所 / 市役所各庁舎、各出張所の国保担当窓口

※ 申請をしないで受診し、費用を全額支払った場合でも、年度内に申請すれば助成を受けることができます。印鑑、領収書、金融機関の通帳を持参し、手続きをしてください。



後期高齢者医療制度に加入した場合は、原則として1割(所得の多い方は3割)の窓口負担で医療サービスを受けていただくことができます(加入することで従来より窓口負担が軽くなる場合があります)。

後期高齢者医療制度では、全ての被保険者の方から所得に応じた保険料をお支払いいただきます(加入することで従来より保険料負担が低くなる場合と高くなる場合があります)。

● 申請に必要なもの /

▶ 加入前の被保険者証等

▶ 印鑑

▶ 障がいの程度が分かるもの(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のうちいずれか1つ)

▶ 個人番号

※ 障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合、加入月から後期高齢者医療制度の保険料を自己負担いただきます。

※ 月の途中で認定を受ける場合、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度とでそれぞれ高額療養費の自己負担限度額が適用されることから、その月の病院等で支払う自己負担額が最大2倍となる場合があります。

● 後期高齢者医療制度に加入することができる障がいの程度

判定基準となる手帳	障がいの程度
身体障害者手帳	1級、2級、3級、4級の一部(音声機能・言語機能、そしゃく機能の4級の障がいまたは下肢障害4級の1号・3号・4号)
療育手帳	重度(A)
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級

● 医療費の窓口負担

後期高齢者医療制度以外の医療保険制度		後期高齢者医療制度
65歳～69歳までの方	70歳～74歳までの方 (昭和19年4月1日生まれまでの方は1割) (所得の多い方は3割)	1割 (所得の多い方は3割)
3割	2割	

65歳から74歳までの方で一定の障がいをお持ちの方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます

【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎(43)3316

東 日本大震災による県内避難者の「全国避難者情報システム」への登録をお願いします

【問合せ】総務課 (田沢湖庁舎) ☎43-1111

被災した市町村から別の市町村へ避難されている方々には「全国避難者情報システム」への登録をお願いします。登録のために避難先市町村に現住所などの情報を提供すると、避難元の県や市町村から大切なお知らせが届くようになります。次のような場合は仙北市への情報提供をお願いします。

- ▶ まだ仙北市へ情報提供していない場合
- ▶ 避難先を異動した場合
- ▶ 避難を終了した場合